

1	各県会の業務部にて行っている重点事業について
まとめ	各県会とも会員の為に様々なテーマで事業を行っているが、オンライン申請などは法務局からの要請もあり共通のテーマとなっている様である。
提案理由	各県会において本年度計画している重点事業について教えて頂きたい。
鹿児島会	法務局からの要望もあり、オンライン申請の利用促進のため、支部研修会で申請用総合ソフトと電子証明書取得に関する研修会を行いました。また県会ホームページの会員専用欄に資料を公開しています。
沖縄会	時に設けていません。
宮崎会	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地問題に関する事業 ・公嘱協会と連携した資料センターの設置 ・境界鑑定に関する講座の再開
大分会	<p>1.土地家屋調査士業務の充実 2.法務局との協議 3.地図の作成及び整備等に関する事項</p> <p>4.筆界特定制度に関する事項 5.関係機関との連携 6.公共嘱託登記の適切な実施に関する事項</p> <p>6項目の事業を予定しており、本年度の重点事業は①法務局との実務協議会の過去の事例の整理と公開 ②オンライン申請導入サポート ・申請率の向上③筆界特定委員対象の研修会の開催(法務局主催)</p>
福岡会	<p>筆界補助業務、空き家対策に関する事業です</p> <p>官民境界立会の補助業務を公嘱協会とは別で行っている。利益よりも調査士の知名度向上の為。</p>
佐賀会	<p>1. オンライン登記申請の利用促進</p> <p>2. 会員への情報伝達及び業務指導</p>
長崎会	<p>1.「調査・測量実施要領」の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常業務を行う上で必要な事項の研究及び研修の実施 ・会員へ周知するための研修 ・筆界活用スキームの取扱要領の研究 <p>2.業務改善に関する企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい技術を利用した業務の提案 ・高度な知識や技術を養成するための研修会への会員派遣 <p>3.境界鑑定委員会の事業推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界鑑定・筆界特定に関する研修の実施
熊本会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本大学での講義 ・本会ホームページを利用した業務補助、立会資料等の公開や法務局通達などの掲載。 ・所有者不明土地についての検討、提言

2	各会の資料センターについて
まとめ	各県会の取組は様々であるが、地域特有の資料などを管理・公開している会の会員は業務に役立っているのではないかと。運営には資料の収集や管理・公開など大変な労力を必要とする。また、公開する資料の使用はについての責任については検討しなければならない。
提案理由	収集する資料の種類や公開法について各会の現状を教えてください。
鹿児島会	鹿児島市内の戦災復興区画整理事業の確定面積平面図をスキャンしたPDFデータ、昭和28年から昭和41年までの土地台帳分筆申告書をスキャンしたPDFデータ、その他の市町村の区画整理資料、耕地整理事業の確定測量図をスキャンしたPDFデータを資料センターとして保管しています。 会員からのメールでの請求に応じて、担当者が調査し有償でメール返信する方法で公開しています。 自己責任で使用する旨の誓約書をもらっている(有償 1件 500円)
沖縄会	土地区画整理成果の所在一覧、国土調査地区の一筆地調査図(県内の一部)、地籍調査年度別認証実績一覧表、登記決議集、調査士会事務局の書庫の紹介を当会HPに掲載しています。 戦争により昔の資料が残っていない。
宮崎会	資料センター検討委員会を立ち上げ、公嘱協会と連携した資料センターの設置を検討している。現在、大字界図等を各市町村から提供してもらいスキャン等の作業を行っている。 10年ほど前から取り組んでいるが中々思うようにいかない。
大分会	資料の収集や公開については行っておりません、今後の予定も今のところありません。
福岡会	この案件は社会事業部で対応しています
佐賀会	佐賀会ではこれに類する取り組みは行っていません。 特に会員からの要望も無く、今後も取り組む予定なし。
長崎会	10年ほど前に「地域の慣習」に関する地図等の歴史的資料について各支部に調査を依頼し、現在ウェブサイト上に公開しています。 今の所、それ以外ものはございません。 地租改正の頃からの資料で、一般公開は不要かと思うが請求があれば検討する。
熊本会	資料センターにて、区画整理地区、地籍調査済み地区の、座標データをスキャンし集積をし、一部をベータ版としての公開をしているが、本格的な運用には至っていません。

3	個人情報保護法改正に伴った各会の対応について
まとめ	各県会とも現在研修会をよていしている、今後の重要課題との位置づけをしている。
提案理由	平成29年5月30日より個人情報を取り扱うすべての事業者に適用されることとなり、各会において業務における注意点など検討されているかお聞きしたい。
鹿児島会	平成27年11月法務局との実務連絡会において、業務上の注意点を確認し、会員に通知していました。 マイナンバーは本人確認情報ではないので、申請人等にマイナンバーの提示を求めない。 登記申請書に記載しない。住民票はマイナンバーの記載の無いものを提出する。 身分証明書としてマイナンバーカードの提示を受ける場合には、表面の記載のみを確認する。等
沖縄会	総務部が担当しています。業務における注意点などは特に検討していません。
宮崎会	現在、個人情報保護法に関する対応は行っていないが、次回の研修会で講師を招き、今後の対応を検討して行く。
大分会	県内各支部の支部研修会にて本会主導研修会として実施予定(総務部・研修部対応)
福岡会	この案件は総務部で対応しています
佐賀会	現在、特に対応や検討はおこなっていませんが、今後の課題として重要であると考えます。 研修部と一緒に検討している。
長崎会	常任理事会で提案がなされ法改正に伴い日常業務において作成し、事務所において保管している収集資料及び成果品等の業務情報について保管及び顧客等から提供を受ける際の対応について協議しました。 案として提供を受けようとする文章の一部に「個人情報について調査士会としての取組等」を記載し、詳細についてはURLを掲載しウェブサイト上を確認してもらおう等の意見がありました。 今後、連合会の動向などを参考に会としての対応を検討していきたいと思っております。 隣接者の情報を成果品として出して大丈夫かなど検討中。
熊本会	現時点では対応していませんが、30年2月に研修会を行う予定にしており、会としても、会員に対する指導としても重要な課題であると考えています。

4	土地建物実地調査要領を使用されていますか
まとめ	各県会同じ物を使用している様である。
提案理由	福岡会では福岡法務局編集平成28年3月14日改訂の表記要領を登記申請の参考に使用していますが、他会は同じものを使用されていますか。
鹿児島会	平成28年3月14日改訂の鹿児島地方法務局土地建物実地調査要領を、3月31日に会員宛に配付し、登記申請の参考として使用するよう連絡しています。 PDFでも配布している。
沖縄会	那覇地方法務局編集、平成28年3月14日改訂の土地建物実地調査要領を使用しています。当会でコピーによる簡易製本をし、会員へ送付しました。(福岡法務局編集の同じ要領と思います。)
宮崎会	宮崎地方法務局編集平成28年3月14日改訂の土地建物実地調査要領を使用している。 PDFでも配布している。
大分会	大分会でも大分地方法務局より改正のお知らせと会員への周知のお願いが来たため、会員へのメールでの通知を行っております。平成28年3月11日改訂、平成28年3月17日連絡が来ています。
福岡会	福岡会が提案したものです
佐賀会	佐賀会でも、佐賀地方法務局編集平成28年3月14日改訂の土地建物実地調査要領を会員に配布して使用しています。 PDFでメール配布している。
長崎会	長崎会においても同日改訂の表記要領を各会員に配布し、日常業務の参考図書として利用しております。本年6月に本局との登記事務打合せ会を開き意見交換を行いました。が、実地調査要領についての話は特段有りませんでした。
熊本会	熊本会では、28年3月9日改訂版の土地建物実地調査要領を利用しています。 PDFでホームページで公開している。

5	街区基準点等、道路境界標亡失について
まとめ	基準点、境界標ともに積極的な保全や管理は行われていない様である。街区基準点使用報告書の提出もほぼ無い。
提案理由	官公署等との協議、保全活動状況について各会の現状を教えてください。
鹿児島会	県会として、各市町村から国土調査標識等使用包括承認を受け、使用しています。 公嘱協会は、鹿児島市と、街区基準点測量成果等の管理運用に関する協定を結んでおり、それに基づく自主事業として、年1回の街区基準点亡失調査を行っています。手分けして写真を撮る。 現地調査と写真撮影の結果をまとめて、市に報告しています。保全や復元測量はしていません。 承認は毎年更新している。使用報告書はあまり提出されていない。
沖縄会	特に協議は行っていません。
宮崎会	各官公署等との協議、保全活動は特に行ってないが、基準点等の亡失があった場合に個々の調査士が対応している状況である。各官公署等は基準点等の保全活動に消極的であることから、公嘱協会と連携した体制で対応を検討している。 工事で亡失した基準点を工事業者が復元してズレている場合がある。
大分会	官公署との協議・保全活動については行っておりません
福岡会	街区基準点を含む公共基準点は、使用する会員に使用報告書の提出をもとめ正常、または亡失破損の報告を会へ本告することで標識の保全を実施しています。 道路境界に関しては積極的ではない。
佐賀会	佐賀会ではこれに類する取り組みは行っていません。 基準点が佐賀の中心部にしかない。使用報告書を出しているとは聞いたことは無い。
長崎会	街区基準点設置済地区においては基準点を使用する者に対し、使用承認届とか使用報告書を提出する規則を制定し各自治体にて保全活動がなされているようです。 道路境界標亡失箇所については立会時に管理者に対し亡失又は位置誤差等の報告は行っておりますが、その後設置・調整等をされているかは把握していません。 官公署等との協議も行った報告もありません。
熊本会	熊本地震により、現在は任意座標扱いになっており、特に保全等は行っておりません。 今年度中に、熊本市管理の基準点については、市の発注により改測される予定です。

6	認定登記基準点の管理について
まとめ	特に行っていない、行っている県は公嘱協会で行っている、又はやっていた所が多い。
提案理由	主に公嘱協会にて設置されている認定登記基準点についてですが、設置後の運用及び管理について各県会においてどのように対応されているか教えていただきたい。
鹿児島会	支部事業として登記基準点を設置した支部があり、その支部において管理を行っているようです。 支部会員の基準点使用の例もあるそうです。
沖縄会	公嘱協会で行っていますが、運用については公嘱協会HPで公開しています。比較的設置が古い地域の登記基準点は、公嘱協会にて点検測量を実施しています。
宮崎会	本会としては特に行っていない。公嘱協会では基準点に管理番号を付け、設置・運用・管理をしていたようだが、現在は行っていない。
大分会	過去、公嘱協会の業務が数件あり、現在19条5項業務の受注活動を強化しているとの事で、今後も認定登記基準点の設置が行われていくことが予想されるため、連合会作成の認定登記基準点の冊子及び東京会作成の規則を基に検討を行っていくようにしています。
福岡会	登記基準点は現在公嘱協会にて設置、管理をおこなっており、公嘱協会のホームページから国土地理院のサイトにアクセスすることで成果を閲覧できるような管理運営をしています。
佐賀会	公嘱協会にて設置、管理をおこなっています。毎年全点の亡失調査をおこなっています。 5キロ網設置であるため実用性に乏しく、公嘱協会にて新設を検討されているようです。
長崎会	長崎会においては、未だ認定登記基準点の設置は行っていません。
熊本会	認定登記基準点についての取り組みはありません。

7	公共用地(国道)境界確定の実情について
まとめ	民間のコンサル会社等が入っている場合が多く、業務の流れや期間等はどこもさほど変わりはない様である。
提案理由	国道境界確定手続きに関してアンケートを実施すると、会員から「申請から決裁までの期間が長い。」「復元よりも現況を重視している。」「現地立会を測量コンサルタントに外注しており、提出資料や打合せが多くなる傾向があり、効率の悪さにつながっていると感じる。」等の意見が寄せられました。対応策を検討していくうえで、各県の実情をお聞かせ願いたいです。
鹿児島会	上記以外にも、「筆界よりも道路管理界の認識のようだ」「提出書類が出張所によって異なるので統一して欲しい」「境界証明の決裁後に国道プレートを設置させるのではなく、立会後にすぐ設置させて欲しい」「コン杭を支給されて埋設を要求されるが、申請人の負担の増大につながっている」等の意見が挙がってきました。対応策を考えて、国道事務所と協議をしたいと考えています。
沖縄会	申請地の対測地までの横断図添付等はありませんが、申請から決裁までの期間は普通かと思われます。
宮崎会	申請から決裁までの期間が長く、復元よりも現況を重視している状況ではあるが、街区基準点等が設置してある地域については横断図面の省略ができ、以前に比べると簡素化の傾向がみられる。 コンサルや係長次第で色々ある。2週間程で決裁降る。
大分会	国道敷の境界確定については、通常の境界確定業務より煩雑である旨の情報はありますが、現在の所各会員で対応を行っております。大分県では、実測平面図への立会者の署名・押印などの手続きがあります。
福岡会	国道は対象となる道路によって管理者がことなるため一概に見解はのべられません。また民間会社へ境界立会等の委託をしている箇所が意見のように処理の遅滞や煩わしくなった等の意見はありませんでした。 決裁に70日程掛かった事例もある。
佐賀会	佐賀県下では、会員からそのような声はあがっていません。県市町の手続きと比較すると決裁までの期間は多少長くなる傾向にあります。標準期間3週間程。事前に現況測らないと立会に来ない・国調が済んでいるので作業は早い。国道台帳と地図が合わない所は中々決裁出来ない。
長崎会	長崎会ではアンケート等の実績がないので会員の実情について詳しくは把握しておりませんが、各窓口の各担当者によっては、必要以外の書類を迫られたり、決裁処理に時間が掛かる等の一般的かもしれませんが、諸問題はあります。
熊本会	熊本でも国道の立ち合いは外部コンサルに委託されています。 処理期間についての苦情等は確認できていません。申請から決済まで2ヶ月程度。

8	官公庁から筆界補助業務を受託している会はありますか
まとめ	公嘱で受注している、もしくはそれに向けて動いている。その他は行っていない。
提案理由	業務受託並びに業務内容等の意見交換を行いたいと思っています。
鹿児島会	筆界補助業務は受託しておりません。 公嘱でやっていたが実になっていない。県会ではしていない。 水路・里道立会で対向地に相続が発生している場合、相続人全員からの押印が必要となる。
沖縄会	特にありません。良い取り組みだと思う。
宮崎会	本会としては特に行っていないが、公嘱協会が筆界補助業務受託に向けた活動を行っている。 公嘱が部分的に行っている。
大分会	大分会ではありません。公嘱協会が境界確認の補助業務の受託の為に動いているようです。
福岡会	福岡県会の提案です。 官民境界立会の補助業務(利益よりも調査士をアピールするため)
佐賀会	5年ほど前に佐賀市から公嘱協会に打診があっていますが、報酬額で折り合いがつかず立ち消えとなっています。 一式を数千円でやってほしいとの事で無理があった。
長崎会	筆界補助業務の業務内容が分りづらい為返答が難しいですが、今の所官公庁から筆界に限った業務を県会においての受託はしておりませんし、過去の実績もございません。
熊本会	熊本市から、立会業務という委託で、公嘱協会が受注しており、市内で役所が対応できない、または測量結果が必要な立会についての業務を受けています。 1件10～12万円ほどで年間200件ほど受注。

9	境界鑑定委員会の活動について
まとめ	積極的な活動をしている県がある一方、形骸化している県もある。
提案理由	佐賀県では地籍調査の進捗率が98%を超えていることもあり、境界確定訴訟がほとんどあっておらず、まれにあったとしても裁判所が独自で調査士に鑑定業務等を依頼しており、同委員会が形骸化している状況です。そこで、法務局地図作成作業や地籍調査などでの活動を検討していますが、そのような活動をされている会があれば内容をお聞かせください
鹿児島会	境界鑑定委員会は、境界鑑定の研究として、以前に地券等の資料を収集して紹介する冊子を発行したり、筆界特定・境界鑑定研修会への参加を行ったり、筆界特定制度と調査士会ADRとの連携協議会への参加を行ったりする活動をしています。法務局地図作成作業に関しては公嘱協会が対応し、境界鑑定委員会としては関与しておりません。
沖縄会	境界鑑定委員会の活動として、土地境界鑑定講座の開催、資料センター管理委員会と境界問題センターと連携し鑑定委員会を開催している。
宮崎会	筆界特定制度及びADR相談センターの機能が昨今充実しており、同委員会の果たす役割が薄らいだ傾向にあるが、再度、境界鑑定委員会の果たす役割を認識し活動を復活させたい。 現在動きは無し。
大分会	大分会では2年前より地租改正及び更正図についての書籍作成の為の事業を行っており、本年度に成果をまとめた書籍を発行予定です。境界鑑定委員の今後の事業予定としては、筆界特定とADRの連携について検討を行うようになっております。
福岡会	この案件は社会事業部で対応しています
佐賀会	裁判所からの鑑定依頼が主。
長崎会	長崎会では今年度2回の委員会を実施し、活動内容等について協議しております。内容としては昨年度に境界鑑定講座(有料講習)を実施しておりますので今回は委員会内における鑑定に関する研究を深め、裁判所に対して土地家屋調査士の存在の周知を目的とした広報活動等の案がなされております。
熊本会	熊本会は、10年ほど前に存在していたが、実際形骸化しており、依頼は個人で受けているの現状である。研修会の必要性はあると考えるが、委員会を組織する必要まではないと考えています。

10	筆界調査委員の研修会について
まとめ	各県何かしらの形で実施している様である。
提案理由	大分会では本年度、法務局と筆界調査委員との研修会の実施を予定しているが、他会においての実施状況及び研修内について教えていただきたい
鹿児島会	法務局で10月頃に筆界調査委員の研修会を開催したいとの話があったが、今のところ開催されておらず、連絡も受けていません。 筆特登記官が2人しかおらず大変そうである。
沖縄会	平成28年9月5日法務局主催の筆界特定事件の処理方針に関する事務打合せ会を開催されました。
宮崎会	法務局と筆界調査委員との研修会は行っていないが、全体研修会で筆界登記官を講師として行っている。
大分会	大分会では本年度久しぶりに筆界調査委員の研修会を法務局主催にて行うようになりました。 今回は、法務局の担当が福岡法務局より来ていたため、福岡にて開催された内容での開催となっております。事例紹介(2時間)法務局より連絡事項(1時間)意見交換(1時間)の半日開催です。
福岡会	この案件は社会事業部で対応しています 筆界調査委員の研修を法務局にて年1回行う。
佐賀会	佐賀会では実施の実績も予定もありませんが、今後の課題としたいと思います。 法務局の研修無し。今年はちょっとした説明会有り。
長崎会	筆界特定制度の発足当初に法務局主催にて研修会が実施されたようですが、その後は行われておりません。 また、県会においては全体研修会にて筆界特定の研修は数回行っております。
熊本会	社会事業部が年に1回程度の研修を行っています。

11	法定相続情報証明制度について
まとめ	単独業務として受注ができ、職務上請求書を使用することも可能である。
提案理由	各会において、活用するにあたっての検討又は会員からの問い合わせに対しての対応等についてお聞きしたい。
鹿児島会	法定相続情報証明制度については、研修会で、法務局職員や司法書士の説明を受講しました。
沖縄会	法定相続情報証明制度については、先月開催した第1回業務研修会において、那覇地方法務局主席登記官を招いて説明をお願いしました。
宮崎会	法定相続情報証明制度については、法務局より講師を招き研修会を行った。
大分会	法定相続証明制度については、第2回全体研修会にて講義予定です。
福岡会	この案件は社会事業部で対応しています
佐賀会	法定相続情報証明制度については、過日の全体研修会でとりあげ法務局の担当職員に講義をお願いしました。
長崎会	長崎会では研修会等を開催し制度の活用を模索しているところです。 連合会または他会の動向を注視しながら研究していきたいと思っております。
熊本会	法定相続情報については6月に研修会を行いました。 会員が試しに申請した事例は聞いておりますが、明確な依頼による申請については確認できていません。

12	所有者不明土地問題について調査士としての提言
まとめ	各会様々な取り組みをしているが中々良い方向に進んでいない
提案理由	官公署等との協議会、協議内容、固定資産税納税義務者への通知願いの各会の現状について教えて頂きたい。 表記について福岡会では、国交省・議員連盟と何も折衝がないのですが、他会は何か動きがありますか。
鹿児島会	官公署は個人情報保護の観点を理由に協力を得にくい状況であり、議員連盟への要望としてこの問題を出しているようですが、議員には実情があまり伝わっておらず、より具体的な提言をしてほしいとの回答だったようです。
沖縄会	特に動きはありませんが、各会で市町村税務課との納税義務者への通知を実施している会がありましたら、具体的に教えて下さい。 必要なことだと思う。
宮崎会	市町村に対し依頼文書を提出しているが、個人情報に関することを理由に一村以外は全て断られ、対応に苦慮しているのが現状である。 所有者不明土地問題は空き家等対策問題と関連しており、社会貢献として調査士の果たす役割を伝えるべく、地元国会議員との勉強会、政治連盟への陳情を計画している。
大分会	昨年度、県内の各市町村への紹介を行いました。1件のみ協議可能との回答で他はすべて不可との回答でした。 国交省・議員連盟との折衝については行っておりません
福岡会	納税義務者への通知協力を各市町村でお願いしています。
佐賀会	佐賀県下では固定資産税納税義務者への通知に協力表明している市町は無く、顧問県議等への働きかけをおこなっています。官公署との協議会等は設置していません。
長崎会	長崎会は社会事業部において、政治連盟と自民党・民進党議員との協議会を1回開催し、所有者不明土地問題の提言(土地家屋調査士として関われる分野についての説明)を行っており、他の政党との協議会も検討しております。
熊本会	議員との勉強会を行っており、土地家屋調査士目線の提言を行う予定です。

13	所有者不明の土地についておこなう筆界特定手続きについての提言
まとめ	筆特スキームは実証実験中であり、東京会で1申請、申請準備中が東京・福岡で2件。申請要件を満たす案件があれば、日調連合会と協議して申請することができる。
提案理由	<p>表記について福岡会では、国交省・議員連盟と何も折衝がないのですが、他会には何か動きがありますか。</p> <p>筆特活用スキームについては、連合会より試行運用についての連絡(平成28年10月19日付日調連発第194号)にて情報の提供がなされています。その中において、試行局で先行運用(平成28年10月からの開始)、平成29年4月から本格的な運用開始予定との説明がされていますが、その後の情報が乏しく会員への周知等に苦慮しています。運用計画や現在の状況などご存知であればご教示願いたい。</p> <p>所有者不明土地の問題に関しては、個人情報保護の観点から納税管理者通知が難しくなっており、一方、筆界特定手続きの試行実施スキーム等の動きがあるようです。各県の現状や今後の方向性についての意見をお聞かせ願いたいです。</p>
鹿児島会	<p>試験運用の後、あまり情報が入ってきておらず、状況を見ているところです。議員への要望等はこれからだと思われれます。</p> <p>筆界特定スキームについては、昨年度に神戸、松山他で試験運用が行われたと聞いていますが、その後、大きな動きは無いようです。今年8月の法務局との連絡協議会でもあまり情報は出ていません。</p>
沖縄会	特に進展はありません。筆界特定登記官からは、実施についてはしばらくかかりますとの返事がありました。
宮崎会	<p>〇有者不明土地問題に対して筆界特定スキームが有効な手段であることは言うまでもありません、今回の試行運用形式も本来の筆界特定申請代理人としての技量を十分に発揮できるものと考えており、更なるスキルアップを行いより効果的な問題解決手段の一つとしての位置付けになればと思います、そのために、「境界鑑定講座」(有料研修)を再度、検討しているところです、宮崎会では、H18年度、H25年度に境界鑑定講座を行っておりますが、近年の申請代理人として調査士からの申請は概ね50%程度にとどまっており、まだまだ少ないものと感じております、筆界特定申請は調査士の業務であることの認識を高めていくためにも有効なものと思ひ、できれば次年度でも進めて行きたいと考えております。</p> <p>〇筆界特定スキームは通常の筆界特定申請の延長であり、技術的には特段の研修は必要ないとするが、筆界調査委員が作製する意見書を添付する必要があるため、その点についての啓発と制度促進の研修は必要と考えてます。</p> <p>〇近年における、相続人、管理者不明による筆界特定利用(従来の形式)は、H27:3件、H28:1件、H29:0件であり、宮崎では上記形式での申請はなく、法務局でも試行運用されているとの情報があるだけです。(H29.9現在:宮崎地方務局筆界特定室情報)</p>
大分会	<p>筆界特定スキームについては、連合会の動きを見ている状態で、現在のところ検討はしていません。</p> <p>法務局に全体研修会での講師依頼をしましたが、手続き方法が確定していない内容の為、現在の状況での講師派遣は難しい旨の回答でした。会員からの問い合わせについては現在のところ特にありません。</p>
福岡会	現在所有者不明土地を隣接地(乙地)とする筆界特定手続きを福岡会の会員の方が申請手続中です。その会員から手続き進捗の連絡が来ています。
佐賀会	<p>筆特活用スキームについては、情報が無く苦慮しています。</p> <p>(E-Mail Monthly9月号に昨年10月からの試行で1件しか申請処理がなかったとの記載)</p>
長崎会	<p>長崎会では研修会等を開催し制度の活用を模索しているところです。</p> <p>連合会または他会の動向を注視しながら研究していきたいと思っております。</p> <p>本年6月に実施された法務局との登記事務打合せ会時に筆特活用スキームについての情報提供を伺ったところ、具体的な内容まで説明できる段階ではないとの返答をうけた。</p> <p>今後、研修会にて意見書の書き方やその意見書に対し法務局がどう対応するか等の説明を受けたいと、活用に向けて検討が必要かと思われれます。</p>
熊本会	法務局と協議しておりますが、現時点での運用はしておらず、法務省からの指示待ちとのことで、本会としても法務局からの通達待ちの状態です。

14	空き家等対策推進について
まとめ	調査士として問われる部分は少ない様で、業務に繋がる見込みもあまりないが、社会貢献として協力していく必要がある。
提案理由	官公署等との協議会、協議内容、政治連盟と連携した取り組み等、各会が行っている現状を教えてください。
	空き家等対策特措法の施行以来、自治体においても空き家等対策連絡協議会等が設立されてきていますが、具体的な活動内容としては、会議や相談会が多いようで、現地調査や登記業務に繋がる事は少ないようです。各県の現状や今後の方向性についての意見をお聞かせ願いたいです。
鹿児島会	県の空き家等対策連携協議会の協議内容は、行政代執行の例、空き家バンク等を利用した再利用、定住者増加のための自治体の取組みの紹介などでした。各自治体の連絡協議会でも、空き家バンクの活用等の会議が多いようです。政治連盟から議員への要望の中でも、空き家、所有者不明土地に関する議題を提出してもらっています。
沖縄会	那覇市において「那覇市空き家等対策審議会」の設置が決定しました。当会への審議会委員の推薦依頼があります。
宮崎会	空き家等対策問題と所有者不明土地問題は関連しており、社会貢献として調査士の果たす役割を伝えるべく、地元国会議員との勉強会、政治連盟への陳情を計画している。 一部の市町村から協議会への参加及び委員の推薦依頼があったが、その後、具体的な進展はみられない。
大分会	大分会では社会事業部が担当部となっております。 本年度、協議会に参加している会員からの報告会を行う予定と聞いております。 支部が参加している・報告会を行う予定
福岡会	福岡県の空き家対策委員会に参加しています。 他土業は積極的である。今は動向を見守っている状況。
佐賀会	佐賀会では空き家等対策は社会事業部で対応しています。 佐賀県下でも協議会の委員として参加している会員がいますが、資格者として関わられる部分は多くないと感じたと聞いています。県内の一部の地域では、助言や指導により危険空家の応急処置や撤去まで至ったケースもあるようですが、土地家屋調査士の業務に繋がったケースはないようです。「空き家バンク制度」が確立し、取引がこなされる段階で登記業務や境界管理業務が発生するかと思います。社会貢献の一環として行っている。
長崎会	長崎会では社会事業部におきまして、県内の各市町に対して委員会の設置に際し、土地家屋調査士の活用をお願いする文章を提出しています。 現在、佐世保市、新上五島町、島原市の3市とは協定済で、大村市には委員会設置はされているが声がかからず未締結という現状にあります。
熊本会	熊本地震のため、去年は協議等が止まっていたが、本年度より協議が再開しており、政治連盟が中心となり、市町村の委員会に参加を行っています。

佐賀会 中溝氏、鹿児島会 小山田氏、大分会 河合氏、熊本会 松村氏

15	オンライン申請の推進(会員の業務改善)について
まとめ	法務局は申請率を70%まで上げたいが実情はまだ低い。平成30年の完全オンライン化に向けてさらに活性化させたいが、面倒などの声もまだ多い。
提案理由	佐賀会では、管轄法務局よりオンライン申請の利用拡大の要請を度々受けており、会としても力を入れて取り組んでいます。そこで、利用拡大が進まない原因を把握すべく会員にアンケートを実施したところ、「添付情報の原本を提示する必要があるから意味がない」「PCの設定が苦手」との回答が大多数だったことから、利用拡大を図るためPCの設定等について会員へのサポートを検討していますが、すでにそのような支援をされている会があれば実情などお聞かせください。 また、オンライン申請促進に限らず、業務改善を目的に会員の事務所へ出向き、ソフトウェア(オンライン申請、93条報告書、その他)の操作などをサポート(有償・無償)されている会があれば、どのようなことをされているかお聞かせください。 なお、参考までに各県の表示に関する登記申請における、オンライン普及率が判ればご教示をお願いします
	法務局からの要望もあり、オンライン申請の利用促進のために、申請用総合ソフトや電子証明書取得に関する研修会を支部で行い、HPの会員専用にも掲載しましたが、現状での問題点や意見についてお聞かせ願いたいです。
	務局からの要望もあり、オンライン申請の利用促進のために、申請用総合ソフトや電子証明書取得に関する研修会を支部で行い、HPの会員専用にも掲載しましたが、現状での問題点や意見についてお聞かせ願いたいです。
鹿児島会	現在のところ、研修会や会員専用HPでの紹介を行っていますが、会員の事務所へのサポートは行っておりません。再来年頃に迫っていると言われるオンライン申請の改正への対応のため、検討していくべき課題であると認識しています。システム側の問題として、添付ファイルの容量が10MBと少ない事や、オンラインなのに稼働時間外に申請出来ない事が致命的との意見もあった。 法務局によれば、オンライン申請利用率は44.3%(全国平均47.2%)とのことでした。
沖縄会	当会では過去にオンライン申請の業務研修会を開催しました。法務局ではオンライン申請の普及率を70%に設定しているようですが、当会からの会員への促進及び法務局の努力により、7月現在で47%(全体)に上昇したそうです。当会の普及率は50%を超えています。今後も継続してオンライン申請の促進に努める予定です。情報ですが、法務局において、資格者代理人方式において、原本は提出せずPDFにて送信する形式に変更する事を検討中との報告です。 司法書士が申請率が低い。官公庁もオンラインでしてほしい(簡単)
宮崎会	添付情報の原本提示を理由にオンライン申請に消極的な会員もいる。オンライン申請普及率は明確ではないが、半数以上の会員は利用している状況である。以前にオンライン申請に関する研修会を数回行って、個別の会員に対しサポート等は行っていない。
大分会	大分会では、申請ソフト導入希望者に対しての導入サポートを今年度より行う予定です。 現在申請率は50%程度
福岡会	本年度は全体研修会で研修会を開催しました。また各支部単位で研修会をひらき推進をしています。
佐賀会	現在申請率は40%程度。高齢者が面倒でやりたがらない。
長崎会	本局と県会において本年6月に実施されました、登記事務打合せ会内においてオンライン申請の推進について法務局からの要望がありました。 県内では本年1月から5月で43%であり、29年度末には60%、30年度末には70%以上が目標であるとの報告がなされました。 「PC設定」・「使用にあたっての指導」等について、要望があれば法務局から各事務所に出向き対応するとの提案もな
熊本会	現時点では、研修会にてオンライン促進を呼びかける程度で、具体的には行っておりません。 来年2月に研修会を行う予定ですが、オンライン普及の為には、個別のサポートも必要になるのではないかと考えています。オンライン申請率約50%。

16	新しい技術を利用した業務の提案について
まとめ	新技術に関して各県研修会などを実施または予定している。
提案理由	継続案件ではありますが、QGIS・地図太郎・UAVなどの新しい技術についての検討及び研修会の実施など各会で取り組まれておられればお聞きしたい
鹿児島会	UAV(ドローン)を利用した航空写真や公図との重ね図の作成方法等について、研修会で紹介したことがあります。活用については、まだこれからといったところです。 一部の若手が行っている。設備投資等の問題がある。
沖縄会	特にありません。
宮崎会	新しい技術を利用した業務の提案について、今のところ研修会等を行っていないが、新しい技術に対し専門的な知識をもった会員も数名いることから、外部講師と共同で検討及び研修会の実施を計画している。
大分会	大分会では行っておりません。 会報誌で重ね図を連載している。
福岡会	この案件は社会事業部で対応しています 支部単位での研修は行っている。
佐賀会	地図太郎・GIS・UAV・オンライン申請については、過去に研修会でとりあげています。 しかし、新しい技術に対し苦手意識を持つ会員が少なくなく、積極的に活用しようとする会員はごく一部に限られています。あくまで紹介という意味合いで研修している。
長崎会	県会としても導入又は既に利用している会員から情報の提供や研修会の実施等を行っておりますが、各会員が取り組む一業務の大小の差等もあり運用については参考でしかないのではないかと思います。 今後、業務の大小に関わらず利用できる技術について、情報の提供ができればと思います。
熊本会	地図太郎は、公嘱事件である地図制度管理業務で利用している。 UAVを利用した作図については30年2月の研修会を予定している。 ただしUAVは落ちるといった危険性がある事には十分注意をしておかねばならない。

17	「一般競争(指名競争)参加資格申請書」の登録業種欄に『土地家屋調査士業』を追加する要請
まとめ	中々難しい面もあるが、調査士の知名度向上の為になる。
提案理由	今年度の本調査士会、公嘱協会、政治連盟各総会で上記要請について可決しましたので各会の意見よろしくお願ひします。 理由 ① 土地家屋調査士または土地家屋調査士法人以外のものが表示に関する登記関連業務を行うと調査士法違反となり刑事告訴の対象となります。また、その業務に協力した土地家屋調査士は綱紀事件の対象となります。このような事態を未然防止するためにも登録業種欄に『土地家屋調査士業』の追加を実現し公共機関が土地家屋調査士業の専門性を認知することを促進させる必要がある。 ② 土地家屋調査士業務量の拡大が期待できる。
鹿児島会	調査士会・公嘱協会・政治連盟共同で、政治連盟の県議会・市議会議員顧問団との協議の中で、公共事業受託に関する要望をしてきているが、官公庁の実情もあり大きな進展はしていません。 粘り強く交渉を続けているところです。 なかなか受け入れてもらえない。難事件については協力要請が来るようになった。
沖縄会	
宮崎会	会員と公嘱協会との競合もあるかと思えますが、業際問題に係る部分でもあり、また、調査士業務の増加が期待できますので、明確な文言があるとよい。会として動く考えは無い。
大分会	
福岡会	福岡県では土地家屋調査士業を登録しています。経緯は不明。
佐賀会	佐賀県下では競争入札による調査士業務の発注有り。 調査士法違反については、公嘱協会が顧問県議及び官公署職員と度々勉強会を開いています。 長年コンサルに発注していた物を、登記に関しては調査士に。
長崎会	長崎県内の各自治体における申請書については、主に「登録を行っている業種」として土地家屋調査士の記載はあるようです。 又、「希望業種」欄に「登記関係」との記載がある自治体もいくつかはありますが「土地家屋調査士業」と断定しているところはございません。 他士業との関係もあり、「土地家屋調査士業」を限定して要請を行うのは難しいかと思われます。
熊本会	公嘱協会の入札において、登記業務に関係するものについては、土地家屋調査士との記載があるとのこと。

18	登記相談について
まとめ	個別で相談票を出し電話での回答が多い様である。文書で法務局内を回る為内容の共有が起きその後の申請がスムーズになる。
提案理由	那覇地方法務局主催の桐友会連絡会で登記官から、登記相談が非常に多すぎるとの指摘があり対応を求められました。他県会では調査士会が会員からの相談を受け、まとめて法務局へ照会するシステムを行っている県があるとの情報でしたが、そのようなシステムを行っている県会があればご教示をお願いします。
鹿児島会	登記相談については、法務局が対応に時間と労力を要することを理由に、原則として予約制(相談時間30分以内)をとっており、会員には理解と協力を依頼しています。 また、法務局との表示登記実務連絡会の開催時に、会員からの質問や要望を募集し、協議を行って、会員向けに協議結果を公表しています。
沖縄会	
宮崎会	調査士会が会員から相談を受け、まとめて法務局へ照会するシステムは行っていない。現在は個別の会員が口頭ではなく、文書による相談書を提出して回答をもらうシステムになっている。
大分会	大分会では、会員が相談用紙を書面またはFAXにて法務局に提出する形をとっております。以前は、直接窓口にて相談を行っている時期がありましたが、登記事務作業への影響があるため必ず書面での相談をするようになりました。 相談を募集し、まとめて出す。
福岡会	年1回、法務局との事務連絡協議会でとりまとめています。 別で相談表を出す(書面又はFAX)。書面で回答。
佐賀会	佐賀会ではそのような指摘を受けたことがなく、各会員が直接相談を求めています。 ただし、登記相談は文書にて提出することを求められています。 個別で相談表を出す(書面又はFAX)。電話又は面談で回答。
長崎会	相談の内容が土地家屋調査士に限ってなのか、又難しい案件についてのみなのかお伺いしたいと思いますが、長崎会におきましては今の所そのような指摘を受けた報告はございません。 それ故にシステム等の検討も行っておりません。 今後法務局が相談への回答に対し、支障が生じた場合の為に検討が必要かと思われます。
熊本会	年に2度、法務局との協議会を開催している、その際に全会員に個別案件を除く質問・要望を募集し法務局と協議した後、会員にホームページ・メールで周知している。 個別案件については、各会員が文章にて法務局に質問を行い、回答は口頭で受けている。

19	日常業務における実務(地図の取扱い・基準点等)
まとめ	基本的な事なので、特に研修会などは行っておらず各会員に任せている。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国土調査完了地区で地籍図(原図)から現在のデジタル地図を法務局で作製しましたが筆界線が一致しない個所が多々あります。各会においてマイラー原図の閲覧、また研修会等で指導しているかご教示お願いします。 ・日本測地系から世界測地系への変革に伴い国土調査時の測量結果と、同じ地点の近年の測量結果を比較すると「ずれ」が生じます。各会において「ずれ」についての研修会等を開催しているか、また開催している会がありましたら資料等の提供よろしくをお願いします。
鹿児島会	マイラー原図、閉鎖公図の閲覧は、筆界鑑定や筆界特定やADRに関する研修会で紹介されたことがあります。日本測地系と世界測地系とのずれについては、地域や現在までの変遷(基準点改測等)による要因が大きく、全体としての研修会は行っておりません。
沖縄会	
宮崎会	マイラー原図の閲覧指導は行っていないが、大部分の会員はマイラー原図及び旧図等を閲覧している状況である。「ずれ」についての研修会等を行っていない。 各会員に任せている。
大分会	大分会での研修会の開催はしておりません。旧図の取得については、国調地域に限らず字図地域においても一致しない箇所が見受けられる為、各会員の判断にて取得をしている状態です。
福岡会	県会の研修で測量の誤差に関する研修をおこなって対応しています。
佐賀会	「14条地図の作成年代別精度及びその復元について」「境界復元方法と変換時の誤差」を主題に研修会をおこなったことがあります。提案理由に示されていることに特化した研修会等は開催していません。重要かつ必要なものであると感じるので、研修部と協議して是非今後の参考としたいと思います。国調が昭和から平成にかけてされている為、各地図により対応をお願いしている(地域の差がある)
長崎会	県内における地籍調査事業の進捗率は約65%程度で主に都市部以外の地区が完了している状況にあります。その為、長崎会全体において未完了地区も存在することから全体研修会の実施は難しいかと思われませんが、各支部においては意見交換等行われているようです。
熊本会	マイラー、原図の閲覧、利用方法を研修、指導は行っておりません。